

綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、乳児の健康の保持及び増進及び経済的負担の軽減を図るため、1 か月児に対する健康診査（以下「健康診査」という。）について、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成を受けることのできる健康診査の対象となる者（以下「健診対象者」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日以降に健康診査を受診する者であって、受診する日において次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者（出生してから本市に出生の届出をされるまでの間にある者を含む。）

(2) 出生後 27 日から 41 日まで

(委託医療機関)

第 3 条 委託医療機関（健康診査を実施する病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）であって、神奈川県産科婦人科医会に加入しているものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる指導等を行うこととする。

(1) 健診対象者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対する検査結果の説明及び必要な助言指導並びに母子健康手帳への必要事項の記録

(2) 健診対象者に精密検査が必要な場合における、他の医療機関等の紹介

(3) 健診対象者の保護者に対する事後指導が必要な場合における、助言指導において必要な情報提供等の本市との連携

(受診券の交付)

第 4 条 市長は、本市に対して母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定による妊娠の届出をした者に対し、綾瀬市 1 か月児健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付することで助成を行うものとする。

2 市長は、本市以外の市区町村で妊娠の届出をした者が本市へ転入し、又は第 6 条に規定する助成対象者が受診券を紛失又は破損した場合において、健診対象者が健康診査を未受診であり、綾瀬市 1 か月児健康診査受診券交付申込書（第 1 号様式。以下「交付申込書」という。）により申込みをしたときは、速やかに内容を審査し、

適正と認めたときは、当該申込みをした者に対して、受診券を交付することで助成を行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、健診対象者の保護者（予定者を含む。）から交付申込書の提出があった場合において、市長が特別の事情があると認めるときは、当該保護者に受診券を交付するものとする。

（助成額）

第5条 受診券の単価は、6, 000円とする。

（受診券の利用）

第6条 受診券の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、委託医療機関において健診対象者に健康診査を受診させるときは、受診券を当該委託医療機関に提出するものとする。ただし、健康診査に要した金額が受診券の助成額に満たない場合は、受診券を提出しないものとする。

- 2 委託医療機関は、助成対象者から受診券の提出を受けたときは、健康診査に要した費用から受診券の単価を減じた額を当該助成対象者に請求するものとする。

（受診券による請求方法）

第7条 委託医療機関は、前条第1項の規定による受診券の提出を受け健康診査を実施したときは、受診券に検査結果等の必要事項を記録し、健康診査を実施した日の属する月の翌月の10日までに、当該受診券を添えて、神奈川県産科婦人科医会に助成金を請求するものとする。

- 2 神奈川県産科婦人科医会は、前項の規定により委託医療機関から送付された受診券を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

（受診券の無効）

第8条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成対象者に交付した受診券は無効とする。この場合において、受診券が既に委託医療機関に提出されているときは、受診券の単価に相当する金額を当該助成対象者に返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により受診券の交付を受けたとき。
- (2) 健康診査が不適當であると認められる事由があるとき。

（償還払い）

第9条 市長は、助成対象者のうち、次の各号のいずれかの理由により、健康診査に

要した費用の全額を自ら負担した者に対して、助成金を償還払いするものとする。

- (1) 委託医療機関以外の医療機関等で受診したとき。
- (2) 健康診査に要した費用が、受診券の単価未満であったとき。
- (3) 委託医療機関において、やむを得ず受診券を提出できなかったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めた理由

2 前項の規定による助成金の額は、健康診査に要した額とし、受診券の単価を限度とする。

(償還払いの申請)

第10条 償還払いの申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、綾瀬市1か月児健康診査費用助成金交付申請書（第2号様式）により、健康診査の受診後2月以内に申請するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、2月を超えて期限を定めることができる。

- (1) 健康診査に要した費用を支払ったことを証する書類
- (2) 未使用の受診券
- (3) 健康診査の結果が確認できる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、綾瀬市1か月児健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに市長が指定する請求書を提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、健康診査の費用に対する助成の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市 1 か月児健康診査受診券交付申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者氏名（続柄）

綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成事業実施要綱第 4 条第 2 項に基づき、次のとおり
申し込みます。

母子健康 手帳番号	
妊産婦氏名等	ふりがな（電話） 生年月日 年 月 日（ 歳）
夫 氏名等	ふりがな（電話） 生年月日 年 月 日（ 歳）
子 氏名等 ※出生している場 合のみ	ふりがな 生年月日 年 月 日
居 住 地	（〒 — ） 綾瀬市
今回の妊娠 について	妊娠週数 週（ か月） 出産予定日 年 月 日 ※出産後の場合は記入不要
申請理由	1 転入 2 再発行（紛失・破損）

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 綾瀬市

申請者 氏 名

電話番号 ()

綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成事業実施要綱第 1 0 条に基づき、証明書類を添えて次のとおり申請します。なお、助成金支払事務に当たり、市が住民基本台帳を確認すること及び領収書の内容について医療機関に確認することに同意します。

母の氏名等	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	綾瀬市		
受診券番号			出産日	年 月 日
子の氏名等	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
申請理由	1 委託外の医療機関等で 1 か月児健康診査を受診したため。 理由：□里帰り ：□その他 () 2 1 か月児健康診査費用が受診券記載金額未満であったため。 3 その他 ()			
医療機関名		所 在 地		
		電話番号 ()		
受診日	年 月 日			
健康診査費用	円			
助成申請額	円			

- 添付書類 ☐ 1 か月児健康診査に係る費用の領収書
- ☐ 未使用の受診券
- ☐ 1 か月児健康診査の結果が確認できる書類（母子健康手帳等）

年 月 日

綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けで提出のありました綾瀬市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 対象者の氏名
- 2 決定区分

☐ 助成する。

☐ 助成しない。

(理由)
- 3 助成決定額 円